

## コーチに関する規程 新旧対照表

- ▶ 2019 年度からのコーチライセンス制度改定に伴い、コーチライセンスに関する規程の見直しを行う。
- ▶ 現行規程は「コーチライセンス制度」と「コーチ登録規程」の 2 種類があるが、わかりやすくするため、規程を一本化する。

改正案：コーチに関する規程	現行：コーチライセンス制度	現行：コーチ登録規程	備考 (主な変更点)
<p><b>第 1 章 総則</b></p> <p><b>第 1 条 &lt;目的&gt;</b> 本規程は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という）の定款第 4 条第 6 項に基づき、コーチの養成および認定、登録に関する事項について定める。</p> <p>2. バスケットボール競技の振興と競技力向上を担うコーチの指導力向上およびコーチの組織化をはかるため、JBA はコーチライセンス制度（以下「本制度という」）を設ける。</p> <p><b>第 2 条 &lt;コーチライセンス制度の意義&gt;</b> 本制度は、次の事項の達成をはかることを目的とする。</p> <p>（1）多様なニーズに対応できるコーチを一貫したシステムにより養成し、その指導力の向上をはかること。</p> <p>（2）バスケットボール競技の普及発展および強化に即応するために、コーチの組織化をはかること。</p> <p>（3）コーチの位置づけと役割に応じたコーチライセンス認定を行い、社会的信頼を確保すること。</p> <p>（4）海外のコーチライセンス制度との整合性をはかり、交流を促進すること。</p> <p><b>第 3 条 &lt;加盟チームの義務&gt;</b> JBA 加盟チームは、原則として、第 4 条第 1 項第 1 号～第 1 1 号のコーチライセンスを有する 16 歳以上の者（所属連盟で規定されている場合を除く）を、自己のチームに所属するコーチとして、1 名上登録しなければならない。</p> <p>2. JBA 加盟チームは、自己のチームに所属するコーチを JBA および都道府県協会が主催するコーチライセンス取得後の研修会等に参加させるよう努めなければならない。</p>	<p>&lt;趣旨&gt;</p> <p>第 1 条 バスケットボール競技の振興と競技力向上を担うコーチの指導力向上及びコーチの組織化をはかるため、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という）は、公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という）及び都道府県バスケットボール協会（以下「都道府県協会」という）と一体となって「公益財団法人日本バスケットボール協会公認コーチライセンス制度」を制定する。</p> <p>JBA 加盟チームは、それぞれ JBA が認定したコーチライセンス取得者を、コーチとしておくよう努めなければならない。また、配置されたコーチを、JBA 及び都道府県協会が主催するコーチライセンス取得後の研修会等に参加させるよう努めなければならない。</p> <p>&lt;目的&gt;</p> <p>第 2 条 本制度は、次の事項の達成をはかることを目的とする。</p> <p>（1）多様なニーズに対応できるコーチを一貫したシステムにより養成し、その指導力の向上をはかること</p> <p>（2）バスケットボール競技の普及発展及び強化に即応するために、コーチの組織化をはかること。</p> <p>（3）コーチの位置づけと役割に応じたコーチライセンス認定を行い、社会的信頼を確保すること。</p> <p>（4）海外のコーチライセンス制度との整合性をはかり、交流を促進すること。</p>	<p>&lt;目的&gt;</p> <p>第 1 条 本規程は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という）コーチライセンス制度第 5 条に基づき、コーチ養成講習会修了者の認定・登録に関することについて定める。</p>	<p>第 1 条&lt;目的&gt;： 新規追加</p> <p>第 3 条&lt;加盟チームの義務&gt;： 基本規程より引用し、ライセンスの種類を限定</p>
<p><b>第 2 章 コーチライセンス</b></p> <p><b>第 4 条 &lt;コーチライセンスの種類&gt;</b> JBA が認定するコーチライセンスの種類は、次のとおりとする。</p>	<p>&lt;コーチライセンスの種類と役割&gt;</p> <p>第 3 条 JBA が認定するコーチライセンスの種類と役割は、</p>	<p>&lt;登録区分&gt;</p> <p>第 4 条 JBA におけるコーチライセンス登録区分は以下のとお</p>	<p>第 4 条&lt;コーチライセンスの種類&gt;：</p>

<p>(1) JBA公認S級コーチ [公益財団法人日本スポーツ協会 (以下「J S P O」という) コーチ4]</p> <p>(2) JBA公認A級コーチ [J S P Oコーチ4]</p> <p>(3) JBA公認B級コーチ [J S P Oコーチ3]</p> <p>(4) JBA公認C級コーチ [J S P Oコーチ1]</p> <p>(5) JBA公認D級コーチ</p> <p>(6) JBA公認E級コーチ</p> <p>(7) JBA公認E-1級コーチ</p> <p>(8) JBA公認E-2級コーチ</p> <p>(9) JBA公認S (F) 級コーチ</p> <p>(10) JBA公認A (F) 級コーチ</p> <p>(11) JBA公認B (F) 級コーチ</p> <p>(12) ジュニアエキスパート</p> <p>(13) キッズインストラクター</p> <p>(14) コーチデベロッパー</p> <p>2. コーチライセンスの種類が適用される公式競技大会の範囲は別に定める。</p> <p><b>第5条 &lt;コーチの養成&gt;</b></p> <p>JBAおよび都道府県協会は、第4条第1項各号のコーチライセンス取得のため、次の養成講習会を実施する。</p> <p>(1) JBA公認S級コーチ養成講習会 (JBA)</p> <p>(2) JBA公認A級コーチ養成講習会 (JBA)</p> <p>(3) JBA公認B級コーチ養成講習会 (JBA)</p> <p>(4) JBA公認C級コーチ養成講習会 (JBA・都道府県協会)</p> <p>(5) JBA公認D級コーチ養成講習会 (JBA・都道府県協会)</p> <p>(6) JBA公認E級コーチ養成講習会 (JBA)</p> <p>(7) ジュニアエキスパート養成講習会 (JBA)</p> <p>(8) キッズインストラクター養成講習会 (JBA・都道府県協会)</p> <p>(9) コーチデベロッパー養成講習会 (JBA)</p> <p>2. 前項の各コーチ養成講習会は ( ) 内が担当する。</p> <p>3. 養成講習会の運営方法、受講資格、カリキュラム内容、審査等の細目については、別に定める。</p> <p><b>第6条 &lt;コーチライセンスの認定および登録&gt;</b></p> <p>コーチライセンスの認定および登録は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第5条第1項で定めた養成講習会を修了した者にJBAがコーチライセンスを認定する。</p> <p>(2) 前号により認定されたコーチは、JBAに登録しなければならない。</p>	<p>次のとおりとする。</p> <p>(1) JBA公認S級コーチ：トップリーグで指導する。</p> <p>(2) JBA公認A級コーチ (日体協公認上級コーチ)：全国レベルのトレーニング拠点において、各年代で選抜された競技者の育成強化にあたる。</p> <p>(3) JBA公認B級コーチ (日体協公認コーチ)：ブロックレベルのトレーニング拠点において、各年代で選抜された競技者の育成強化にあたる。</p> <p>(4) JBA公認C級コーチ (日体協公認上級指導員/日体協公認指導員)：都道府県レベルのチームにおいて、年齢、競技レベルに応じた技術指導にあたる。</p> <p>(5) JBA公認D級コーチ：地区レベルのチームにおいて、個人々の年齢や性別などの対象に合わせた技術指導等にあたる。</p> <p>(6) JBA公認E-1級コーチ：チームにおいて、基礎的な指導にあたる。</p> <p>(7) JBA公認E-2級コーチ：チームにおいて、チームの引率にあたる。</p> <p>2. コーチライセンスの種類が適用される公式競技大会の範囲は別に定める。</p> <p>&lt;コーチの養成&gt;</p> <p>第4条 JBA及び都道府県協会は、第3条第1項各号のコーチライセンス取得のため、次のコーチ養成講習会を実施する。</p> <p>(1) JBA公認S級コーチ養成講習会 (JBA)</p> <p>(2) JBA公認A級コーチ養成講習会 (JBA)</p> <p>(3) JBA公認B級コーチ養成講習会 (JBA)</p> <p>(4) JBA公認C級コーチ養成講習会 (JBA)</p> <p>(5) JBA公認D級コーチ養成講習会 (都道府県協会)</p> <p>(6) JBA公認E級コーチ養成講習会 (都道府県協会)</p> <p>2. 前項の各コーチ養成講習会は ( ) 内が担当する。</p> <p>3. コーチ養成講習会の運営方法、受講資格、カリキュラム内容、審査等の細目については、別に定める。</p> <p>&lt;コーチライセンスの認定及び登録&gt;</p> <p>第5条 コーチライセンスの認定及び登録は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第4条第1項各号で定めたコーチ養成講習会を修了し、所定の検定試験に合格した者にJBAがコーチライセンスを</p>	<p>りとする。</p> <p>(1) JBA公認S級コーチ</p> <p>(2) JBA公認A級コーチ [公益財団法人日本体育協会公認上級コーチ]</p> <p>(3) JBA公認B級コーチ [公益財団法人日本体育協会公認コーチ]</p> <p>(4) JBA公認C級コーチ [公益財団法人日本体育協会公認上級指導員/公益財団法人日本体育協会公認指導員]</p> <p>(5) JBA公認D級コーチ</p> <p>(6) JBA公認E-1級コーチ</p> <p>(7) JBA公認E-2級コーチ</p> <p>&lt;登録義務&gt;</p> <p>第2条 所定のコーチ養成講習会を修了し、認定されたコーチは、コーチ登録をしなければならない。</p>	<p>新たなライセンスも含めて列記 (以下同様)</p>
--	---	--	------------------------------

<p><b>第7条 &lt;海外コーチライセンス取得者&gt;</b> 日本以外の国でコーチライセンスを取得した者が、JBAが認定するコーチライセンスを希望する場合、JBAの指導者養成部会の審査を経て、相当するライセンスを認めるものとする。 2. 所定の登録料とは別に審査手数料5,000円を支払う。 3. 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（B1・B2）、一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ（B3）および一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ（WJBL）に参加するチーム所属の外国籍のコーチ、また、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（B1・B2）のユースチーム所属の外国籍コーチに関する特例措置は別に定める。</p>	<p>認定する。 （2）前号により認定されたコーチは、別に定める「コーチ登録規程」に基づきJBAに登録しなければならない。</p>	<p>&lt;海外コーチライセンス取得者&gt; 第8条 日本以外の国でコーチライセンスを取得した者が、JBAが認定するコーチライセンスを希望する場合、JBAの指導者養成部会の審査を経て、相当する資格を認めるものとする。 2. 所定の登録料とは別に資格審査手数料5,000円を支払う。 3. 資格の更新については、第6条に従う。 4. 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（B1・B2）、一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ（B3）および一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ（WJBL）に参加するチーム所属の外国籍のコーチ、また、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（B1・B2）のユースチーム所属の外国籍コーチに関する特例措置は別に定める。</p>	
<p><b>第3章 登録</b> <b>第8条 &lt;登録手続き&gt;</b> 登録は、会員登録管理システム（TeamJBA）を利用して、所定の期間に個人で申請し、定められた登録料を納める。 <b>第9条 &lt;登録料&gt;</b> 登録料は以下のとおりとする。 （1）JBA公認S級コーチ 12,500円/年（2020年度までは10,000円） （2）JBA公認A級コーチ 6,000円/年（2020年度までは3,500円） （3）JBA公認B級コーチ 5,000円/年（2020年度までは2,500円） （4）JBA公認C級コーチ 4,000円/年（2020年度までは1,500円） （5）JBA公認D級コーチ 3,000円/年 （6）JBA公認E級コーチ 1,000円/4年 （7）JBA公認E-1級コーチ なし （ただし、初回登録時のみ事務手数料 1,000円） （8）JBA公認E-2級コーチ なし （ただし、初回登録時のみ事務手数料 1,000円） （9）JBA公認S（F）級コーチ 12,500円/年 （10）JBA公認A（F）級コーチ 6,000円/年 （11）JBA公認B（F）級コーチ 5,000円/年 （12）ジュニアエキスパート 5,000円/年</p>		<p>&lt;登録手続き&gt; 第3条 登録は、会員登録管理システム（TeamJBA）を利用して、所定の期間に個人で申請し、定められた登録料を納める。  &lt;登録料&gt; 第5条 登録料は以下のとおりとする。 （1）JBA公認S級コーチ 10,000円/年 （2）JBA公認A級コーチ 6,000円/年 （3）JBA公認B級コーチ 5,000円/年 （4）JBA公認C級コーチ 4,000円/年 （6）JBA公認D級コーチ 3,000円/年 （7）JBA公認E-1級コーチ なし （但し、初回登録時のみ事務手数料 1,000円） （8）JBA公認E-2級コーチ なし （但し、初回登録時のみ事務手数料 1,000円）</p>	

<p>(13) キッズインストラクター 受講料を含む</p> <p>2. 前項に定めるJBA公認A級コーチ、JBA公認B級コーチおよびJBA公認C級コーチの登録料については、2018年度から3年間に限り登録・管理窓口一本化に伴う移行期間として、公益財団法人日本スポーツ協会へ納付する基本登録料(年額2,500円)を差し引いた金額(前項( )内記載の2020年度までの金額)をJBAに納めるものとする。</p> <p><b>第10条&lt;登録有効期間&gt;</b> 登録有効期間は以下のとおりとする。</p> <p>(1) JBA公認S級コーチ 1年 (2) JBA公認A級コーチ 1年 (3) JBA公認B級コーチ 1年 (4) JBA公認C級コーチ 1年 (5) JBA公認D級コーチ 1年 (6) JBA公認E級コーチ 4年 (7) JBA公認E-1級コーチ 2023年度末まで (8) JBA公認E-2級コーチ 2023年度末まで (9) JBA公認S(F)級コーチ 1年 (10) JBA公認A(F)級コーチ 1年 (11) JBA公認B(F)級コーチ 1年 (12) ジュニアエキスパート 1年 (13) キッズインストラクター 5年</p> <p>2. 登録有効期間の1年は当該年度の4月～翌年3月とし、E級コーチ、E-1級コーチ、E-2級コーチおよびキッズインストラクターを除き、毎年度更新登録を行うこととする。</p> <p>3. 前項の更新登録にあたっては、過去4年間のうちにJBAまたは都道府県協会が開催する研修会等に参加し、所定のポイントを獲得しなければならない。</p> <p>4. 所定の期間内に、更新を行わない場合には、コーチライセンスを失う。ただし、JBAが特に認めた場合は、期間を過ぎても登録することができる。</p> <p><b>第11条&lt;登録抹消手続き&gt;</b> 登録を抹消する場合には、会員登録管理システム(Team JBA)を利用して、返上手続きを行うものとする。</p> <p>2. 本人が前項の手続きを行えない場合には、代理人から書面によって申し出るものとする。</p> <p>3. 登録を返上した場合の登録料の返金は一切行わないこととする。</p> <p><b>第12条&lt;養成講習会修了者のうち未登録者のライセンス</b></p>	<p>&lt;登録有効期間&gt;</p> <p>第6条 登録有効期間は、1年間(4月～翌年3月)とする。但し、JBA公認E-1級コーチ、JBA公認E-2級コーチについては有効期間を設けないものとする。</p> <p>2. 前項の更新にあたっては、過去4年間のうちにJBA又は都道府県協会が主催する研修会に参加し、所定のポイントを獲得しなければならない。</p> <p>3. 有効期間内に、更新を行わない場合には、コーチライセンスを失う。但し、JBAが特に認めた場合は、期間を過ぎても登録することができる。</p> <p>&lt;登録抹消手続き&gt;</p> <p>第9条 登録を抹消する場合には、本人又は代理人から書面によって申し出るものとする。その際、登録料の返金は一切行わないこととする。</p> <p>&lt;登録証の発行&gt;</p> <p>第13条 JBAは、第3条の定めにより登録した者に対し、「登録証」を交付する。</p> <p>&lt;養成講習会修了者のうち未登録者の資格登録申請基準&gt;</p> <p>第12条 コーチ養成講習会修了者のうち未登録者については、次の条件を全て満たす者についてコーチ登録を認める。</p>	<p>第11条&lt;登録抹消手続き&gt;： 本人申請の場合はシステムでの申請に変更</p>
---	---	---

<p><b>登録申請基準&gt;</b>          コーチ養成講習会修了者のうち未登録者については、次の条件を全て満たす者についてコーチ登録を認める。          (1) 修了年度より4年以内の者であること          (2) 都道府県協会が特に認めた者であること          2. 前項に含まれない事例が発生した場合は、J B Aにおいて審査し決定する。</p> <p><b>第13条&lt;登録証&gt;</b>          J B Aは登録したコーチに対し、登録証を交付する。          2. コーチは競技会等への参加にあたり、J B Aが交付した登録証を携帯するものとする。</p> <p><b>第14条&lt;コーチライセンス保持者の権利&gt;</b>          コーチライセンス保持者には、次に掲げる権利を与える。          (1) J B Aが発信するコーチ向け情報の閲覧          (2) J B Aおよび都道府県協会が実施する研修会等への参加</p>	<p>&lt;コーチライセンス取得者の権利&gt;          第9条 コーチライセンス取得者には、次に掲げる権利を与える。          (1) J B Aが発信するコーチ向け情報の閲覧          (2) J B A及び都道府県協会が実施する研修会等への参加          (3) J B Aが主催する競技会（全日本バスケットボール選手権大会、全日本大学バスケットボール選手権大会、全国高等学校バスケットボール選手権大会、都道府県対抗ジュニアバスケットボール大会）への入場（国際競技大会はその都度決定する）          但し、会場の安全確保のため入場制限を行う場合がある。</p>	<p>(1) 修了年度より4年以内の者であること          (2) 都道府県協会が特に認めた者であること          2. 前項に含まれない事例が発生した場合は、J B Aにおいて審査し決定する。</p>	<p>第13条&lt;登録証&gt;：          登録証を携帯すること追加</p> <p>第14条&lt;ライセンス保持者の権利&gt;          登録料の考え方の整理、受益者負担の原則等を踏まえ、競技会への入場は削除</p>
<p><b>第4章 リフレッシュポイント</b></p> <p><b>第15条&lt;対象&gt;</b>          コーチライセンス取得者は、コーチライセンス取得後もJ B Aまたは都道府県協会等が開催する各種研修会等に参加し、コーチとしてのレベルアップに努めなければならない。          2. 更新登録が必要なライセンスについては、所定のリフレッシュポイントを獲得しなければならない。ただし、コーチライセンス取得後3回目の更新まではポイントの獲得を免除する。</p> <p><b>第16条&lt;リフレッシュ研修の目的および基準&gt;</b>          リフレッシュ研修は最新の知識や情報等を獲得し、指導現場で活用できるようにすることおよびコーチ同士の情報交換、ネットワーク作りなど相互交流を図ることを目的にJ B Aまたは都道府県協会等が開催する。          2. リフレッシュ研修は以下の基準を満たすものとする。          (1) リフレッシュ研修の目的に添った内容で、講義、実技、指導実習、研究協議などで構成されていること。          (2) 研修会の時間数が1.5時間以上確保されていること。(休憩時間等は含まない)          (3) 集合形式で実施されること(J B Aで実施するeラーニングを除く)          3. J B Aまたは都道府県協会以外が開催する研修会についても基準を満たした場合にはリフレッシュ研修として認定することとし、詳細は別に定める。</p>	<p>&lt;リフレッシュ研修&gt;          第6条 第5条により認定及び登録されたコーチは、J B A公認E-1級コーチ及びJ B A公認E-2級コーチを除き、別に定める「コーチ登録規程」に基づき、コーチライセンス取得後の研修会（以下「リフレッシュ研修」という）に参加しなければならない。</p>	<p>&lt;リフレッシュ研修&gt;          第7条 コーチライセンス取得者（J B A公認E-1級コーチ、J B A公認E-2級コーチを除く）は、J B A又は都道府県協会の定めるリフレッシュ研修を受講することによって、指導者としてのレベルアップに努めなければならない。また、リフレッシュ研修はポイント制とし、所定のポイントを獲得しなければならない。          2. ポイントの有効期限は4年間とし、更新の際に必要なポイントは2ポイントとする。          但し、コーチライセンス取得後3回目の更新まではポイントの獲得を免除する。          3. リフレッシュ研修のポイントは以下のとおりとする。          (1) 1.5時間の講習会：1ポイント          (2) 3時間の講習会：2ポイント          (3) J B A又は都道府県協会が指定する試合観戦等及びレポート提出：1ポイント          4. 次の要件を満たすコーチは、ポイントが加算される。          (1) 各カテゴリー日本代表チームのコーチングスタッフ：1ポイント/年          (2) 育成センターコーチングスタッフ：1ポイント/年          (3) コーチ養成講習会及びリフレッシュ研修の講師：1ポイント/1回</p>	<p>第16条&lt;リフレッシュ研修の目的および基準&gt;：          追加</p>

<p><b>第17条&lt;ポイント基準&gt;</b> リフレッシュポイントは、受講ポイントと指導ポイントにより構成する。</p> <p>(1) 受講ポイント リフレッシュ研修で付与するポイント数は以下のとおりとする。</p> <p>① 1. 5時間の研修会：1ポイント ② 1日の研修で付与できるポイントは4ポイントを上限とする。</p> <p>(2) 指導ポイント 次の要件を満たす場合にはポイントが付与される。ただし、指導ポイントは年間2ポイントを上限とする。</p> <p>① コーチ養成講習会の講師：1ポイント/1コマ（1.5時間） ② リフレッシュ研修の講師：1ポイント/1コマ（1.5時間） ③ カテゴリー別日本代表チームのコーチングスタッフ（年間の活動日数が7日以上の場合）：2ポイント/1年 ④ ナショナル育成センター、ジュニアユースアカデミーのコーチ（年間の活動日数が3日以上の場合）：1ポイント/1年 ⑤ 都道府県または地区育成センターのコーチ（年間の活動日数が5日以上の場合）：1ポイント/1年</p> <p><b>第18条&lt;必要ポイント数&gt;</b> 更新の際に必要なポイントは以下のとおりとする。</p> <p>(1) JBA公認S級コーチ：8ポイント（2022年度の更新時までは2ポイント） (2) JBA公認A級コーチ：8ポイント（2022年度の更新時までは2ポイント） (3) JBA公認B級コーチ：6ポイント（2022年度の更新時までは2ポイント） (4) JBA公認C級コーチ：4ポイント（2022年度の更新時までは2ポイント） (5) JBA公認D級コーチ：2ポイント</p> <p>2. ジュニアエキスパートについては、上記とは別に定める研修プログラムを受講することとする。</p> <p><b>第19条&lt;ポイント有効期限&gt;</b> リフレッシュポイントの有効期間は取得年度を含めて4年間とし、取得日の3年後の年度末（3月31日）に消滅する。</p>			<p>第17条&lt;ポイント基準&gt; 制度改定の内容に添って更新</p> <p>第18条&lt;必要ポイント数&gt; 制度改定の内容に添って更新</p>
<p><b>第5章 遵守義務</b> <b>第20条&lt;遵守義務&gt;</b> コーチは、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 法令およびJBAの各種規程・規則を遵守すること。</p>	<p>【参考】審判員および審判インストラクターに関する規程 第17条〔審判員の遵守義務〕 審判員は、次の各号の事項を遵守しなければならない。</p>		<p>第20条&lt;遵守義務&gt; 「審判員および審判</p>

<p>(2) 選手個々の権利、尊厳および価値を尊重し、差別することなく平等に取り扱うこと。</p> <p>(3) 選手の福利および安全を最優先で扱うこと。</p> <p>(4) 選手との相互の信頼を築き敬意をもって接すること。</p> <p>(5) 選手が自分自身の行動に責任を持つよう指導すること。</p> <p>(6) 自らが指導し推奨する行動が、選手の年齢、成熟度、経験および能力に適合していること。</p> <p>(7) 暴力・暴言を用いての指導を行わないこと。</p> <p>(8) 暴力・暴言を決して許容しないこと。</p> <p>(9) 暴力根絶の努力を継続すること。</p> <p>(10) 暴力団など反社会的勢力とは一切関係をもたないこと。</p> <p>(11) 暴力団など反社会的勢力との取引およびあらゆる不当要求を拒否すること。</p>	<p>(1) 法令および本協会の各種規程・規則を遵守すること</p> <p>(2) 競技規則等を正しく理解し、常に公平公正な判定を行い、日本のバスケットボール発展に貢献すること</p> <p>(3) 所定の講習、研修会等に参加し、審判技能の向上に努めるとともに、審判員としての自覚と責任を持って行動すること</p> <p>(4) 試合に関して不正行為または操作を疑われることのないよう自らを厳しく律すること</p> <p>(5) 差別および暴力の根絶に向けた努力を継続すること</p> <p>(6) 暴力団など反社会的勢力とは一切関係を持たないこと</p> <p>(7) 暴力団など反社会的勢力との取引およびあらゆる不当要求を拒否すること</p>		<p>インストラクターに関する規程」をベースにして追加</p>
<p><b>第6章 コーチライセンスの失効・再登録</b></p>			
<p><b>第21条 &lt;コーチライセンスの失効&gt;</b>                  以下の場合、登録が抹消されコーチライセンスが取り消される。</p> <p>(1) JBAより登録抹消の懲罰が科されたとき</p> <p>(2) 登録手続きおよび登録料の納付が行われていないとき</p> <p>(3) 更新の際に必要なリフレッシュポイントを獲得していなかったとき</p> <p>(4) 本人または代理人から返上の手続きがあったとき</p> <p><b>第22条 &lt;復活および再認定の対象&gt;</b>                  前条第2号～第4号に該当し、コーチライセンスが取り消された場合であっても、次の各号のコーチライセンスについては、要件を満たした場合、コーチライセンスを復活させることまたはコーチライセンスの再認定を受けることができる。</p> <p>(1) JBA公認S級コーチ</p> <p>(2) JBA公認A級コーチ</p> <p>(3) JBA公認B級コーチ</p> <p>(4) JBA公認C級コーチ</p> <p>(5) JBA公認D級コーチ</p> <p>(6) JBA公認S(F)級コーチ</p> <p>(7) JBA公認A(F)級コーチ</p> <p>(8) JBA公認B(F)級コーチ</p> <p>(9) ジュニアエキスパート</p> <p><b>第23条 &lt;コーチライセンスの復活&gt;</b>                  第21条第2号～第4号に該当し、コーチライセンスが取り消された場合であっても、次の各号の要件を満たした場合には、コーチライセンスを復活することができる。その場合のライセンス有効</p>		<p>&lt;資格の失効&gt;</p> <p>第10条 以下の場合、登録が抹消され資格が取り消される。</p> <p>(1) コーチとしてふさわしくない行為があったと認められたとき</p> <p>(2) 登録料を納付しないとき</p> <p>(3) 更新の際に必要なリフレッシュ研修のポイントを獲得していなかったとき</p> <p>(4) 本人から書面による申し出があったとき</p> <p>&lt;資格失効者の資格復活基準&gt;</p> <p>第11条 資格の復活について、次の条件を全て満たす者について認める。</p>	<p>第22条 &lt;復活および再認定の対象&gt;</p> <p>ライセンスの種類が増えたため、復活・再認定の対象となるライセンスの記載を追加</p> <p>第23条 &lt;コーチライセンスの復活&gt;</p> <p>第24条 &lt;コーチライセンスの再認定&gt;</p>

期間は登録手続きを完了した日から当該年度の最終日（3月31日）までとする。

（1）有効期間満了日から1年以内に登録手続きおよび登録料納付を行うこと。

（2）更新の際に必要なリフレッシュポイントを獲得していなかった場合は、必要なリフレッシュポイントを獲得すること。

#### 第24条<コーチライセンスの再認定>

第21条第2号～第4号に該当し、コーチライセンスが取り消された場合であっても、次の各号の要件を全て満たした場合には、コーチライセンスの再認定を受けることができる。その場合のライセンス有効期間は登録手続きを完了した日から当該年度の最終日（3月31日）までとする。

（1）有効期間満了日を過ぎて1年以上4年以内の者であること

（2）更新に必要なリフレッシュポイントを獲得していること

（3）都道府県協会が今後の活動において、そのコーチを特に必要と認める者であること

（4）有効期間満了日を迎えた後も指導活動を継続しており、コーチとして引き続き積極的に活動し、スポーツの普及・振興に貢献できる者であること

2. コーチライセンスの再認定について、次の条件に該当する者は、コーチライセンスの再認定は認めない。

（1）過去に再認定申請を行ったことがある者（ただし、2018年度までの申請は含めない）

（2）JBAより登録抹消の懲罰が科された者

3. 有効期間満了日を過ぎて4年以上経過している者でも次の条件に該当した場合、特例として資格復活を認めることがある。その場合、証明するものを添付すること。

（1）長期にわたり海外に滞在していた場合

（2）長期にわたり入院あるいは社会復帰するためにリハビリテーションをしていた場合

（3）介護、出産などの理由により、所定の期間に登録を更新することができなかった場合

（4）その他JBAが特に認めた場合

4. ライセンス再認定に際し、審査料として5,000円を徴収する。

5. 第1項～第3項のライセンス再認定基準に満たさない者について、2018年度から3年間に限り登録・管理窓口一本化に伴う移行期間として、別途特別措置を定める。その場合は、ライセンス再認定に際し、審査料として10,000円を徴収する。

（1）資格有効期限を過ぎて4年以内の者であること

（2）JBA又は都道府県協会の定めるリフレッシュ研修を受け、必要なポイントを獲得している者

（3）都道府県協会が今後の活動において、その指導者を特に必要と認める者であること

（4）資格有効期限が切れた後も指導活動を継続しており、指導者として引き続き積極的に活動し、スポーツの普及・振興に貢献できる者であること

2. 資格の復活について、次の条件に該当する者は、資格の復活は認めない。

（1）本人の意思により資格を放棄した者

（2）第10条（1）により資格を取り消された者

（3）過去に資格復活申請を行ったことがある者

3. 資格有効期限を過ぎて4年以上経過している者でも次の条件に該当した場合、特例として資格復活を認めることがある。その場合、証明するものを添付すること。

（1）長期にわたり海外に滞在していた場合

（2）長期にわたり入院あるいは社会復帰するためにリハビリテーションをしていた場合

（3）介護、出産などの理由により、所定の期間に登録を更新することができなかった場合

（4）その他JBAが特に認めた場合

4. 資格復活に際し、審査料として5,000円を徴収する。但し、有効期限切れ後1年以内の者は徴収しない。

期限切れ後1年以内と1年以上での手続きを変更

<p><b>第7章 懲罰</b></p> <p><b>第25条&lt;懲罰&gt;</b> JBAの規律委員会または裁定委員会もしくはJBAの規律委員会または裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県バスケットボール協会等の規律委員会は、基本規程第10章の規定に従い、コーチに対して懲罰を科すことができる。</p>	<p>【参考】審判員および審判インストラクターに関する規程 第35条〔懲罰〕 本協会の規律委員会または裁定委員会もしくは本協会の規律委員会または裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県バスケットボール協会等の規律委員会は、基本規程第10章の規定に従い、審判員または審判インストラクターに対して懲罰を科すことができる。</p>		<p>第25条&lt;懲罰&gt; 「審判員および審判インストラクターに関する規程」をベースにして追加</p>
<p><b>第8章 附則</b></p> <p><b>第26条&lt;補則&gt;</b> 本規程に定めるほか、コーチライセンスに関して必要な事項は、別に定めることができる。</p> <p><b>第27条&lt;改廃&gt;</b> 本規程を改正または廃止しようとするときは、理事会の議決を得て、これを行う。</p> <p><b>第28条&lt;施行&gt;</b> 本規程は、2019年4月1日から施行する。</p>	<p>&lt;制度の改廃&gt; 第10条 本制度を改正又は廃止しようとするときは、理事会の議決を得て、これを行う。</p> <p>附則 1. 本制度は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>平成26年7月9日一部改定 平成27年4月1日一部改定 平成30年4月1日一部改定</p>	<p>&lt;補則&gt; 第14条 本規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、別に定めることができる。</p> <p>&lt;規程の改廃&gt; 第15条 本規程を改正又は廃止しようとするときは、理事会の議決を得て、これを行う。</p> <p>附則 1. 本規程は、平成25年4月1日から施行する。 2. 第6条2項に定める更新にあたっての所定ポイントの獲得については、平成27年度の更新時より適用するものとする。 3. 第5条に定めるJBA公認A級コーチ、JBA公認B級コーチ及びJBA公認C級コーチの登録料については、平成30年度から3年間に限り登録・管理窓口一本化に伴う移行期間として、公益財団法人日本体育協会へ納めている基本登録料（年額2,500円）を差し引いた金額をJBAに納めるものとし、平成33年度の登録時より適用する。 4. 第11条に定める資格復活基準に満たさない者について、平成30年度から3年間に限り登録・管理窓口一本化に伴う移行期間として、特別措置を定める。資格復活に際し、審査料として10,000円を徴収する。</p> <p>平成26年7月9日一部改定 平成27年4月1日一部改定 平成28年4月1日一部改定 平成30年4月1日一部改定</p>	<p>《補足》 コーチデベロッパーの制度については検討中のため別途定める。</p>